

オール電化機器リース制度「e ライフサポート」約款

四電エナジーサービス株式会社（以下「当社」といいます。）と当社が行うオール電化機器リース制度で、貯湯式電気給湯器の賃貸サービスの提供を受ける者（以下「お客さま」といいます。）との間で結ぶ契約（以下「貸借契約」といいます。）は次の条項によります。

- （貸借契約の内容）
- 第1条　当社は、当社が指定する日立キャピタル株式会社所有の貯湯式電気給湯器および貯湯式電気給湯器取付に伴う付属部品（以下「貸借物件」といいます。）をお客さまに賃貸します。
- 貸借物件の範囲は、当社とお客さまとの間で確認します。
 - 貯湯式電気給湯器とは、ヒーター加熱方式（以下「電気温水器」といいます。）またはヒートポンプ加熱方式（以下「エコキュート等」といいます。）をさします。
 - お客さまとは、貸借物件の使用に供する住宅の所有者をいいます。

- （貸借契約の成立）
- 第2条　貸借契約は、お客さまが申込書を当社に提出し、当社がこれを承諾した時に貸借物件1台ごとに成立するものとします。ただし、賃貸集合住宅の場合は建物ごとに成立するものとします。
- お客さまの年齢が第3条に定める基本契約期間満了時に80歳以上となる場合、あるいは当社が必要と認めた場合は、本申込書より連帯保証人予定者を設定いただくものとします。連帯保証人予定者は、本貸借契約が成立した時に連帯保証人となり、本貸借契約に基づくお客さまの当社に対する一切の債務の履行についてお客さまと連帯して保証します。なお、本貸借契約の各条項は連帯保証人にも準用することを承諾するものとします。

3　当社は、次に掲げる場合など、当社が貸借契約をお客さまとの間で締結し難い事由がある場合は、当社は申込をお断りし、または承諾を取り消します。この場合、お客さまは、当社に対して損害賠償等一切異議を申し立てることができません。

イ　申込に基づき、当社が貸借物件を取り付け、保守することが技術的に困難と判断した場合。

ロ　貸借物件が四国電力株式会社の電気需給契約でない場合。

- （契約期間）
- 第3条　貸借契約の契約期間は、貸借契約が成立した日から、第6条第5項の貸借料金適用開始の日後10年目の日まで（以下「基本契約期間」といいます。）とします。
- 貸借契約は、基本契約期間の満了2ヶ月前までに、当社またはお客さまからの書面による異議の申し出がない場合は、本約款に別の定めがある場合を除き、基本契約期間満了後も1年ごとに自動継続します。
 - 第2項に定める貸借契約の継続期間は最長15年までとし、以後契約を希望する場合は、それまでの契約は終了し、新たに契約を結んでいただきます。

- （取付工事）
- 第4条　当社は当社の負担で次の工事を行います。ただし、「工事無し」メニューによりご契約いただく場合は、お客さまの負担で実施していただきます。

イ　貸借物件の据付および付属部品の取付工事(リモコン工事を含みます。)

ロ　貸借物件と当該住宅の給水・給湯配管設備への接続工事

ハ　貸借物件と当該住宅の電気配線変への接続工事

ニ　貸借物件の接地工事

2　次の工事はお客さまの負担で実施していただきます。

イ　貸借物件の取付に必要な取付場所の基礎工事

ロ　貸借物件の取付場所までの給水・給湯配管設備工事

ハ　貸借物件の取付場所までの排水工事

ニ　貸借物件の取付場所までの電気配線工事（リモコン用電源工事を含みます。）

ホ　お客さまの都合で希望する前項以外の各種工事

3　貸借物件の取付工事は当社指定の施工業者が行います。

4　貸借物件の取付場所および取付予定時期は申込書記載のとおりとします。なお、取付場所および取付時期の決定を建築会社等の第三者に委任される場合は、委任された当該業者との間で調整のうえ決定するものとします。

5　お客さまは、天災地変、公権力による命令、処分、輸送機関の事故、その他の不可抗力により、貸借物件の引渡しが遅延し、または不可能になったときは、当社はその責めを負わないことを予め承諾するものとします。

- （消費税等相当額の負担）
- 第5条　お客さまは、本契約に係る消費税等相当額（以下「消費税等」という。）を負担いただきます。
- お客さまは、消費税等に係わる税率が変更された場合は、変更後の税率による消費税等を当社へ支払っていただきます。

- （貸借料金）
- 第6条　お客さまは、申込書記載の貸借料金をお客さまが指定する口座（ただし当社が指定する金融機関に限ります。）から毎月7日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に継続して引き落とし方法により支払っていただきます。
- 万が一、引き落としできなかった場合は、再度引き落としを行うことがあります。
 - 貸借料金の支払い額は、お客さまが指定する金融機関口座から引き落とされた時点で当社への支払がなされたものとします。
 - 貸借料金については、金利や物価などの経済情勢の変化により変更させていただく場合があります。

- 貸借料金の適用開始日は、お客さまへの引渡し完了日の翌日以後、最初の21日といたします。なお、引き渡しは、原則として貸借物件設置日から起算して6ヶ月以内に行うものとします。
- 貸借料金の算定期間は、前月21日から当月20日までの期間を「1月」とし、その支払義務は当月の21日に発生するものとします。
- 貸借契約終了日の属する月の貸借料金は、1月分とします。
- 貸借物件の毀損もしくは滅失または貸借物件のメンテナンスもしくは取替工事等により、貸借物件が使用できない間についても貸借料金を支払っていただきます。
- 貸借物件の使用に供する住宅が非居住状態である場合など、貸借物件を使用しない間についても貸借料金を支払っていただきます。
- 貸借料金は、支払義務が発生した月の順序で支払っていただくこととし、貸借料金の一部受け取りや一括受け取りは行いません。
- 貸借料金は月単位で支払われるものとし、当社が異なる場合においても貸借料金の日割計算による算定・清算は行いません。
- 貸借料金は、基本契約期間を超える11年目から減額します。

- （お客さまの義務）
- 第7条　お客さまは、次のことを守っていただきます。
- イ　貸借物件の引渡しは、原則として貸借物件設置日から起算して6ヶ月以内に受けること。
 - ロ　貸借物件を第三者に譲渡したり担保に差し入れるなどの所有権を侵害するような行為をしないこと。
 - ハ　書面による当社の承諾なく、貸借物件の取付場所の変更を行わないこと。
 - ニ　貸借物件を善良な管理者の注意をもって使用・管理すること。
 - ホ　貸借物件の改造・加工・模様替え等その原状を変更しないこと。
 - ヘ　貸借物件を四国電力株式会社との電気需給契約に基づく電源で使用すること。
- 2　お客さまが前項に違反した場合には、次によるものとします。

- イ　前項イにおいて、貸借物件設置後6ヶ月以内に引渡しを受けなかった場合、損害賠償金を支払っていただきます。
- ロ　前項ロにおいて貸借物件の所有権が確保できなかった場合、損害賠償金を支払っていただきます。
- ハ　前項ハの場合、当社は貸借物件を初取付場所へ再度移設できるものとし、これに要した費用を支払っていただきます。
- ニ　お客さまの責めに帰すべき事由により、貸借物件が毀損した場合で修理可能なときは、修理費を支払っていただきます。
- ホ　お客さまの責めに帰すべき事由により、貸借物件が毀損して修理不可能となり、または貸借物件が滅失した場合は、貸借物件の損害賠償金を支払っていただきます。
- ヘ　損害賠償金は、貸借物件の原状回復に要する費用または、契約期間満了までの残貸借料金相当額のいずれかをお客さまに支払っていただきます。

- （お客さまの義務違反等による契約解除等）
- 第8条　お客さまが、貸借料金の支払をその支払義務発生日の翌日から起算して50日を経過してもなお支払われない場合、お客さまが本約款に違反した場合、当社は、貸借契約の解除または貸借物件を使用できないよう電気の供給を遮断する措置（以下「使用不能措置」といいます）を行うことができます。

- 前項で、当社が基本契約期間内に貸借契約を解除する場合、お客さまには第15条第1項に定める解約金および第16条第2項の貸借物件撤去費を支払っていただきます。
- 第1項で、当社が基本契約期間を超えた貸借契約を解除する場合、お客さまには第16条第2項の貸借物件撤去費を支払っていただきます。
- お客さまが、貸借料金の支払いをその支払義務発生日の翌日から起算して50日を経過してもなお支払われない場合、第2条第2項で定める連帯保証人を定めたお客さま以外のお客さまは、支払い誓約書により連帯保証人を新たに設定するとともに、連帯保証人は本貸借契約に基づくお客さまの当社に対する一切の債務の履行についてお客さまと連帯して保証します。なお、本貸借契約の各条項は連帯保証人にも準用することを承諾するものとします。
- 第2項または第3項で、前条第2項イ、ロ、ホにより損害賠償金を支払っていただくときはこの限りではありません。

- （故障）
- 第9条　貸借物件が、お客さまの責めによらない事由により毀損し修理が可能な場合は、修理します。
- 貸借物件が、第10条に定める場合を除いてお客さまの責めによらない事由により毀損し修理が不可能な場合または滅失した場合は、当社が指定する物に取替えます。
 - 前項の場合、お客さまには改めて申込書を提出していただくこととし、当該貸借物件の基本契約期間は、取替完了日の翌日以後、最初の21日から起算して10年目の日までとします。
 - 前各項の工事については、第1条および第4条を準用します。
 - 次の損害は、補償の対象とならないものとします。

イ　貸借物件の故障（損傷を含みます）に起因して生じた死傷事故

ロ　貸借物件の故障（損傷を含みます）に起因して他の財物（ソフトウェアを含みます）に生じた故障もしくは損傷

ハ　貸借物件の故障（損傷を含みます）に起因して、貸借物件、その他の財物が使用できなかったことによつて生じた損害。

- （天災地変）
- 第10条　当社は、天災地変により貸借物件が毀損し修理が不可能な場合または滅失した場合は、貸借契約を終了いたします。この場合、第15条第1項に定める解約金および第16条第2項の貸借物件撤去費は申し受けません。

- （取付場所の変更）
- 第11条　お客さまは当社の承諾を得て、貸借物件の取付場所の変更を行うことができます。
- 前項の場合、第4条第1項各号に定める範囲の工事は、原則として当社が行い、その他の工事はお客さまに実施していただきます。また、第1条を準用します。
 - 前項により当社が実施した工事の費用については、当社が請求を行った日から1ヶ月以内にお客さまに支払っていただきます。

- （貸借物件の取替禁止）
- 第12条　お客さまは、お客さまの都合において貸借物件を契約期間中に取替えることはできません。

- （名義の変更）
- 第13条　相続その他の原因によって、第三者が、お客さまの貸借契約のすべての権利義務を引継される場合は、名義変更の手続きを行っていただき、申込書により当社へ申し出ていただきます。

- （取付場所への立ち入りの承諾）
- 第14条　貸借物件の取付、撤去、メンテナンス、使用不能措置等の実施にあたり、お客さまは当社または当社から委託を受けた者がお客さまの在宅が如く関わらず、貸借物件の取付場所へ立ち入ることを承諾するものとします。

- （貸借契約の解約）
- 第15条　お客さまは、貸借契約を基本契約期間内に解約することができないことを承諾します。ただし、解約金として基本契約期間満了までの残貸借料金相当額全額および第16条第2項の貸借物件撤去費を当社に支払っていただいた場合を除きます。
- 基本契約期間を超えた貸借契約は解約することができます。ただし、原則として第16条第2項の貸借物件撤去費を支払っていただきます。

- （貸借契約終了後の原状回復）
- 第16条　貸借契約が終了したときは、当社は原則として貸借物件を撤去します。やむを得ず事前の通知ができない場合であっても、お客さまの承諾を得ることなく撤去できるものとします。
- 貸借物件撤去費として貸借物件1台あたり21,000円（税込価格20,000円）を当社に支払っていただきます。
 - 貸借契約の終了に伴い、当社が貸借物件を撤去した後の原状回復義務はお客さまが負います。

- （集金費用等）
- 第17条　お客さまの責めに帰すべき事由で、貸借料金が金融機関から引き落としできなかった場合は、振込、訪問集金による支払ができるものいたします。

この場合、お客さまには次の手数料を支払っていただきます。

イ　振込払いの場合は、振込手続きに要する手数料。

ロ　訪問集金払いの場合は、1回につき1,050円（税込価格1,000円）の手数料。

- （相殺禁止）
- 第18条　お客さまは、貸借契約に基づく債務を、当社に対する債権をもって相殺することができません。

- （貸借契約終了後の債権債務関係）
- 第19条　契約期間中の貸借料金その他の債権債務は、貸借契約の終了によつても消滅しないものとします。

- （連帯保証人）
- 第20条　第2条および第8条で定める連帯保証人は、お客さまと同一世帯の生計である配偶者等は不可つといたします。

- （合意管轄裁判所）
- 第21条　この契約に関する一切の紛争についての管轄裁判所は、当社の本店所在地を管轄する裁判所とすることに合意します。

- （協議事項）
- 第22条　本約款に定めのない事項が生じた場合、当社とお客さまは本約款の趣旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

- 附則
- （適用期日）
- 本約款は、平成23年2月10日から適用します。